

内容	草刈りをお願いします。役場にお願ひしに行ったことも数回ありますが、他人の土地のため草刈りができないと言われます。1～2mの枯草が一面に広がっています。火事になったら困ります。他県ナンバーの車も多く通るため、タバコを投げ捨て、乾燥もしているので火事が心配です。 用水路があるのですが、崩れています。畑近くの土手の崩れです。こちらの件も相談したことがありますがやってもらえませんでした。畑の土はもちろん、自宅の方まで被害があると困るので、何か対策をお願いしたいです。
回答	基本的に個人所有の土地の管理は土地の所有者が行うこととなりますので町で草刈り等は行うことはできません。 なお、地域として環境や景観を損ねている場合には、各区長様を通じて町に申し出ていただくことで、町から土地所有者へ雑草等の適正管理について通知し、指導することは可能となりますので、ご理解いただきたいと思います。 用水路の修理についてですが、令和元年災害の時に、用水路を管理している貴地区内の組合と災害復旧を行う際には、受益者負担金が発生することをお話しさせていただいた経緯があります。 また、農業用水路の修理につきましては、他の地区においても、受益者負担をしていただき修理を行っている状況でありますので、組合にご相談いただければと思います。 今後とも環境行政にご理解賜りますようお願い申し上げます。